

長洲町介護予防ポイントアプリ導入業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本業務は、介護予防活動への参加に対してインセンティブ（ポイント等）を付与することで、新規参加の促進及び継続的な活動への定着を図ることを目的とする。導入にあたっては、電子マネーへの交換機能を搭載した利便性の高いスマートフォンアプリを活用するものとし、本業務の遂行に最も適した事業者を公募型プロポーザル方式により選定する。

2 業務概要

(1) 業務名

長洲町介護予防ポイントアプリ導入業務委託（以下「本業務」という）

(2) 業務内容

別紙「長洲町介護予防アプリ導入業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

ア 構築期間：契約締結日～令和8年9月30日（予定）

イ 運用期間：令和8年10月1日～令和9年3月31日

※長洲町（以下「委託者」という。）と受託者の協議の上、運用期間の開始日を変更する場合がある。

(4) 提案限度額（消費税及び地方消費税を含む。）

金 2,739,000 円以内とする。

初期導入費用及び初年度運用保守費用の合算とし、上記金額のうち720,000 円はポイント交換分とする。

※仕様書記載の業務を実施するために必要な一切の経費を含む。

※この金額は、契約時の予定価格を示すものではない。

※提案限度額を超えた者は失格とする

3 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号に基づく。）

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 長洲町暴力団排除条例（平成23年条例第14号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団関係者ではないこと。
- (3) 長洲町物品調達等の契約に係る指名停止等の措置要領（平成22年告示第5号）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 国税、地方税（都道府県税及び市町村税）、社会保険料（医療保険料、年金保険料、雇用保険料及び労災保険料）の滞納がないこと。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産開始の申し立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続きの申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの開始の申し立てがなされていないこと。
- (6) 長洲町競争契約入札心得（平成5年長洲町告示第36号）及び長洲町物品調達等競争入札参加者資格審査等要領（平成22年長洲町告示第6号）に基づき、一般競争（指名競争）入札参加資格者として登録されている者であること。ただし、未登録の参加者については、長洲町物品調達等競争入札参加者資格審査等要領に基づく、指名願いを本業種に限り受け付けるので、令和8年5月29日（金）までに手続きを行うこと。
- (7) 法人であり、日本国内に本店を有すること。
- (8) 本業務の遂行にあたり、専門的かつ十分な能力を有する者を従事させることができるものであること。
- (9) 情報保護体制としてプライバシーマークの付与認定、又はISMS（ISO/IEC 27001）の認証を取得していること。
- (10) 過去5年以内（令和3年度～令和7年度）において、国又は地方公共団体等において、スマートフォンアプリを活用した健康増進事業、又は健康ポイント事業の受託実績を5件以上有すること。

なお、参加者申込書が受理された場合でも、要件のいずれかを満たしていないことが判明した場合、要件を満たすまで有資格者として取り扱わないこととする。

	項目	日程
1	公告	令和8年5月14日（木）
2	質問書の受付期限	令和8年5月20日（水）17時必着
3	質問書への回答	令和8年5月22日（金）
4	参加申込書の提出期限	令和8年5月29日（金）17時必着

		上記一般競争（指名）入札参加資格者の未登録者に係る長洲町物品調達等競争入札参加者資格審査等要領に基づく指名願いの受付も同様。
5	公募型プロポーザル方式 参加資格確認通知書通知	令和8年6月5日（金）
6	企画提案書の提出期限	令和8年6月12日（金） 17時必着
7	プレゼンテーション・審査	令和8年6月下旬予定
8	審査結果の通知・公表	令和8年7月上旬予定

6 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問がある場合は、以下のとおり受け付ける。

(1) 提出書類

質問書（様式第2号）

(2) 受付期間

令和8年5月14日（木）から令和8年5月20日（水） 17時まで

(3) 提出方法

電子メールのみ（下記担当課メールアドレス）

- 送信先：長洲町役場 福祉介護課 地域支援係（kaigo@town.nagasu.lg.jp）
 - 件名：【質問】長洲町介護予防ポイントアプリ導入業務（会社名）
- ※送信後は電話で到達確認を行うこと。（電話番号：0968-78-3155）
 ※電話や口頭での質問は、公平性を期すため一切受け付けない。

(4) 回答方法

競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、令和8年5月22日（金）までに、町公式ホームページに掲載する。

7 参加の申込（参加申込書の提出）

本プロポーザルに参加を希望する者は、以下のとおり参加申込書を提出すること。参加資格を認定した全ての参加申込者に対して、公募型プロポーザル方式参加資格確認通知書により通知する。

(1) 提出書類

- ア. 参加申込書（様式第1号。別紙「役員一覧」を添付すること。）
- イ. 会社概要書（任意様式）
- ウ. 業務実績書（様式第3号）
- エ. 国税、都道府県税、市町村税及び社会保険料についての未納がないことの証明書（過去3年分、写し可）

- オ. 同種業務の実績を確認できる書類（契約書の写しや業務実績一覧など）
- カ. プライバシーマーク等の認証取得を証する写し
- キ. 登記簿謄本（発行後3か月を経過していないもの）（写し可）

(2) 提出期限

令和8年5月29日（金）17時必着

(3) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

(4) 参加資格の確認結果

提出された書類に基づき資格審査を行い、令和8年6月5日（金）までに「参加資格確認通知書」を送付する。

- 資格要件を満たさないと判断された場合、理由を付して通知する。
- 資格確認ができた者のみ、次段階の「企画提案書」の提出が可能となる。
- なお、参加を辞退する場合は令和8年6月12日（金）17時までには辞退届（任意様式）を提出すること。

8 企画提案書の提出

(1) 企画提案内容

別紙「仕様書」による。

(2) 提出書類

- ア. 企画提案書表紙（様式第4号）
- イ. 企画提案書（任意様式）A4判縦
- ウ. 実施体制（任意様式）
- エ. 工程表（任意様式）
- オ. 見積書（任意様式）

※2年目以降の運用保守費用についても提出すること。

(3) 提出期限

令和8年6月12日（金）17時必着

※期限を過ぎた場合は、いかなる理由があっても受理しない。

(4) 提出部数

- ア. 正本：1部（社名・代表者印あり）
- イ. 副本：9部（審査用：社名やロゴ等の特定情報を伏せた「無記名」のもの）
- ウ. 電子媒体：1式（CD-R 又は USB メモリ。PDF 形式にて保存）

9 審査方法及び選定基準

(1) 審査の実施体制

提出された企画提案書等の審査を行うため、「長洲町介護予防ポイントアップ

リ導入業務委託候補者選定委員会（以下「選定委員会」という）」を設置し、選定する。なお、提案者が1者であっても、必要な条件を満たしていればプロポーザルは成立するものとする。

(2) 審査方法

選定委員会は、本プロポーザルによる企画提案の審査を行い、優先交渉権者及び次点者を決定する。

(3) プレゼンテーション審査

選定委員会に対し、次のとおりプレゼンテーションを実施する。

ア. 実施予定日：令和8年6月下旬（詳細な時間・場所は別途通知する。）

イ. 出席人数：1社3名以内とする。

ウ. 内容説明：

- ・提案者による説明：30分

- ・選定委員による質疑応答：15分

※使用機材：町が用意するプロジェクター、スクリーンを使用可能とする。パソコン及び接続アダプタ等は提案者が持参すること。

※ZOOMでの実施も可能とする。

(4) 評価方法

選定委員会が、別に定める「評価基準表」に基づき、企画提案書及びプレゼンテーションの内容を評価・採点する。全選定委員の合計得点が最も高い者を優先交渉権者として選定する。合計得点が満点の6割に満たない場合は、順位に関わらず選定対象外とする。

評価項目及び配点（計100点）

評価項目	内容の視点	配点
業務全体	実施体制の充実度、安定的で持続可能な実施計画	15
システム内容	動作環境の安定性、ポイント付与機能の管理、利用状況等の管理機能の充実度 利用者の分析・連携機能 高齢者に扱いやすい操作性 介護予防活動を習慣化できる工夫 介護予防効果を示す実績 ポイント利用の利便性 セキュリティの確保 その他独自の提案	55
運営体制	組織運営の安定性 職員の問い合わせに対応できるサポート体制	20

	説明会等、町と連携し積極的に利用促進する広報体制	
価格評価	積算価格の評価	10

(5) 審査結果の通知及び公表

ア. 通知日：令和8年7月上旬（予定）

イ. 通知方法：参加者全員に対し、書面（電子メール又は郵送）にて合否の結果を通知する。

ウ. 公表：優先交渉権者（最高得点者）の名称及び全参加者の得点状況（社名は伏せる）を町ホームページにて公表する。

1.0 契約に関する事項

(1) 優先交渉権者との協議

選定された優先交渉権者と、提案内容を基本としつつ、業務の細部について協議を行う。協議が整った場合、本業務の契約締結候補者とする。なお、協議が不調に終わった場合や、契約締結候補者が契約を辞退した場合は、次点者と順次交渉を行う。

(2) 契約の形態

契約形態は「業務委託契約」とし、長洲町財務規則に基づき契約を締結する。

1.1 失格事項

提出書類の受理後であっても、提案者が次のいずれかに該当する場合は、当該提案を失格とする。

(1) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(2) 提出期限、提出場所、提出方法、提出部数等の規定に違反した場合

(3) 提案限度額を超過する見積価格を提示した場合

(4) 本プロポーザルの審査の公平性を害する行為（選定委員や町職員への不適切な接触、働きかけ等）を行った場合

(5) 他の提案者と提案内容について談合を行った場合

(6) 参加資格要件を欠くことが判明した場合、又は期間中に要件を満たさなくなった場合

(7) 前各号に定めるもののほか、この要領に定める手続きを遵守しない場合

1.2 留意事項

(1) 費用負担

本プロポーザルへの参加、書類作成、プレゼンテーション出席等、選定までに要する一切の費用は、すべて提案者の負担とする。

(2) 資料の返却

提出された参加表明書、企画提案書等の書類は、理由を問わず一切返却しない。

(3) 情報公開

提出された書類は、長洲町情報公開条例に基づき公開の対象となる場合がある。ただし、個人のプライバシー、企業のノウハウや知的財産を侵害する恐れがある箇所（非公開を希望する箇所）については、あらかじめ書面にて申し出ること。

(4) 提案内容の変更の禁止

提出期限後は、原則として提案内容の変更、差し替え、追加、撤回を認めない。

(5) 実施の中止

町の予算成立状況やその他のやむを得ない事情により、本プロポーザルの手続きを中止、又は内容を変更することがある。その場合、提案者に生じた損害等について町は一切の責任を負わない。

(6) 言語及び通貨

手続きにおいて使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。

1.3 提出・問い合わせ先

長洲町役場 福祉介護課 地域支援係

- 住所：〒869-0198 熊本県玉名郡長洲町大字長洲 2766 番地
- 電話：0968-78-3155
- E-mail：kaigo@town.nagasu.lg.jp